

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十二年

五月十四日

金 曜 日

## 目 次

規則

山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則  
山梨県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

七

## 規 則

### 山梨県規則第二十五号

山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則を次のように定める。

平成二十二年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則

(趣旨)

**第一条** 山梨県職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)

第一条又は第二条に規定する職員を含む。以下「職員」という。)に対する平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱については、平成二十二年政令第七十五号)及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「法」という。)、平成二十二年政令第七十五号)及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成二十二年厚生労働省令第五十一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(法第十六条第一項に係る委任)

**第二条** 法第十六条第一項の表の第二号に規定するその委任を受けた者は、別表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

(子ども手当受給者台帳の作成及び保管)

**第三条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第二条第四号に規定する課長補佐(山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)第七条第一項、第七条の二第一項及び第八条第一項に規定する課にあつては、同規則第九条に規定する幹事課の課長補佐に限る。)及び山梨県事務決裁規則第二条第七号に規定する出先次長(保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所については、地域県民センターの次長(次長が複数の場合には、あらかじめ所長の指定する者)(並びに前条の規定により委任を受けた者(次条第二号及び第七条において「受任者」という。))は、受給者(子ども手当受給者台帳(別記様式))を作成し、保管するものとする。

2 子ども手当受給者台帳を現に保管している者は、受給者が異動のため認定の事務を行う者を異にした場合は、当該台帳を新たに保管すべき者に送付しなければならぬ。

3 次の各号に掲げる子ども手当受給者台帳及び省令で定める書類の保存期間は、それぞれ完了した日の属する年度の翌年度から当該各号に定める期間とする。

- 一 子ども手当受給者台帳及び省令第一条第一項の請求書 五年
- 二 省令第二条第一項及び第九条の請求書並びに省令第四条第一項の届書 二年
- 三 前二号以外の届書等 一年

(子ども手当の支給状況の報告)

**第四条** 次に掲げる者は、平成二十二年四月から平成二十三年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十三年三月十五日までに、平成二十三年三月における子ども手当の支給の状況については知事の定める日までに、それぞれ当該支給の状況について知事に報告するものとする。

一 山梨県行政組織規則第三条に規定する課の長及び同規則第四条に規定する出先機関の長(山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)別表第一の二の表の下欄に掲げる出先機関にあつては、同表の上欄に掲げるかい長とする。)並びに山梨県行政組織規則第五条に規定する労働委員会事務局の次長

二 受任者

(報告の徴収等)

**第五条** 知事は、認定及び支給に係る事務の適正を期するため必要があると認めるときは、前条に掲げる者に対して当該事務の状況について報告を求め、若しくは指示を行い、又は所属の職員に監査を行わせるものとする。

(支払日)

**第六条** 法第七条第四項本文の規定により支払う子ども手当の支払日は、同項に規定する支払期月の八日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和

二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次項において「休日」という。)又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を支払日とする。

2 法第七条第四項ただし書の規定により支払う子ども手当の支払日は、各月の八日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を支払日とする。

(委任)

**第七条** この規則に定めるもののほか、子ども手当の認定及び支給に関し必要な事項は、知事又は受任者が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に別表上欄に掲げる者が法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する法第六条第一項の規定による認定の請求又は法第八条第一項の規定による認定の請求を行っている場合には、同欄の区分に対応する同表下欄に掲げる者にそれぞれ当該請求を行ったものとみなす。

(山梨県財務規則の一部改正)

3 山梨県財務規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項、第七十一条第九号及び第七十三条第五項中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

第四十四号様式別記第三の次に次のように加える。

別記第3の2

内 訳 書

所 属				支 給		
職 名	氏 名	支給対象とな る子どもの数	支給対象月数	支給額	備考	受領印
		人	月	円		
合計額						

- 注 1 子ども手当受給者台帳の写しを添付すること。  
 2 出生、死亡等により支給額に変更が生じた場合には、その事由の生じた日の属する月までの分とその翌月以降の分に区分して記入すること。

<p>監査委員事務局の職員 議会事務局の職員</p>	<p>監査委員事務局長 議会事務局長</p>
<p>4 (山梨県行政組織規則の一部改正) 山梨県行政組織規則の一部を次のように改正する。 別表第一の一の表総務部の部人事課の項第八号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加え、同表福祉保健部の部児童家庭課の項第八号中「児童手当」の下に「子ども手当」を加える。 (山梨県事務決裁規則の一部改正)</p> <p>5 山梨県事務決裁規則の一部を次のように改正する。 別表第一の十の項中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。 (山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正)</p> <p>6 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「第九条」を「第七条第一項、第七条の二第一項及び第八条第一項に規定する課にあつては、同規則第九条」に、「第一条第九号」を「第一条第七号」に改める。 第四条第一号中「(昭和四十三年山梨県規則第十二号) 第三条及び第四条」を「第三条に規定する課の長及び同規則第四条」に、「機関の」を「出先機関の」に、「第三条第三項」を「別表第一の二」に、「同欄の区分に応じそれぞれ当該」を「同表の」に、「山梨県労働委員会事務局の長」を「山梨県行政組織規則第五条に規定する労働委員会事務局の次長」に改める。 第五条中「支給事務」を「支給に係る事務」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。 別表中「又第二条の」を「又は第一条に規定する」に改める。 (別表(第一条関係))</p>	
<p>警察職員</p>	<p>警察本部長</p>
<p>教育庁の職員及びその教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員</p>	<p>教育委員会教育長</p>
<p>企業局の職員</p>	<p>公営企業管理者</p>
<p>人事委員会事務局の職員</p>	<p>人事委員会事務局長</p>

別記様式（第3条関係）

子ども手当受給者台帳

(表面)

請求者	氏名 <small>(ふりがな)</small>			住所		電話		電話		（年 月 日変更）		
	性別	男・女	生年月日	明治 大正和 平成	配属者の有無	有・無	配属者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	配属者の職業	被用者	公務員	被用者等でない者	
子ども	氏名	続柄	生年月日	同居・別居	別	住所	監護の有無	生計関係	該	年 月 日	非 該	年 月 日
	平成	平成	平成	同・別	有	無	同	同	平成	平成	平成	平成
	平成	平成	平成	同・別	有	無	同	同	平成	平成	平成	平成
	平成	平成	平成	同・別	有	無	同	同	平成	平成	平成	平成
	平成	平成	平成	同・別	有	無	同	同	平成	平成	平成	平成
	平成	平成	平成	同・別	有	無	同	同	平成	平成	平成	平成
認定年月日				支給開始年月		手当月額		改定				
平成				平成		円		支給開始年月		手当月額		
支給事由消滅年月日・消滅事由				備考		円		平成		円		
平成				平成		円		平成		円		
(消滅事由)						円		平成		円		

(裏面)

区分	年度	平成 年度		平成 年度		平成 年度		平成 年度		平成 年度		
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
現況届	届出の備考											
	10 月期	支払年月日	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		支払金額	小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		支払年月日	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払金額	小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2 月期	支払年月日	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支払金額		小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払年月日		3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額	小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
6 月期	支払年月日	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額	小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払年月日	3歳未満分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		3歳以上小学校 修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額	小学校修了後 中学校修了前分	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
備考												

支払金額



発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番